

平成30年5月17日(木)  
小川 敏夫議員(立憲)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

1問 インターネットショッピングサイトの運営会社や、ネットオークションの運営会社は、商法上の「仲立人」に該当するのか、法務当局に問う。

(答)

1 商法における仲立人とは、「他人間の商行為の媒介をすることを業とする者」をいう(新商法第543条)。  
ここでいう「媒介」とは、一般に、他人間で法律行為が成立するよう尽力する事実行為をいうとされている。

2 御指摘のインターネットショッピングサイトの運営会社やネットオークションの運営会社が商法における仲立人に該当するかどうかは、個別具体的な事実関係によるため、一概にお答えすることは困難であるが、主として、先ほど申し上げた「尽力」をしているかどうか、つまり契約の成立に向けた働きかけなどを行っているかどうかという点が問題になると考えられる。

裁判例には、インターネットオークションサイトの運営会社について、当事者間の売買契約の締結に「尽力」していないとして、仲立人に該当しないとしたものがある(注1)(注2)。

(注1) 名古屋高裁平成20年11月11日判決・裁判所ウェブサイトは、「控訴人らは、被控訴人は民事仲立人(あるいはそれに類似した立場)であると主張するところ、仲立人は、他人間の法律行為の媒介をすること、すなわち他人間の法律行為(本件では売買契約の締結)に尽力する者をいう。本件においては、被控訴人は、上述のとおり、落札後の出品者、落札者間の上記交渉の過程には一切関与しておらず、何ら、出品者と落札者との間の売買契約の締結に尽力していない。確かに、被控訴人は、本件システムを運営しているが、

出品者は自らの意思で本件システムのインターネットオークションに出品し、入札者も自らの意思で入札をするのであり、被控訴人が、その過程で両者に働きかけることはない。そして、落札者は、入札者の入札価格に基づき、入札期間終了時点の最高買取価格で入札した者に対し自動的に決定され、その者に、自動的に電子メールで通知が送られる。この過程は、本件システムのプログラムに従い自動的に行われており、被控訴人が、落札に向けて何らかの尽力をしているとは認められない。したがって、控訴人らの上記主張は、採用できない。」と判示している。

(注2) 一般に、取引機会や取引相手を指示・紹介するにとどまり、媒介は行わない者（講学上、指示仲立人と呼ばれる。）は、商法にいう「仲立人」には当たらないとされている。

(参考条文) 改正法案

(定義)

第五百四十三条 この章において「仲立人」とは、他人間の商行為の媒介をすることを業とする者をいう。

平成30年5月17日（木）  
小川 敏夫議員（立憲）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

2問 仮に、インターネットショッピングサイトの運営会社やネットオークションの運営会社が「仲立人」に該当しない場合があるとすると、そのような場合には、これらの運営会社と出品者との間の契約は何なのか、仲立契約の規定が類推適用されたりするのか、法務当局に問う。

（答）

1 インターネットショッピングサイトの運営者とその出店者、インターネットオークションサイトの運営者とその出品者との間の契約の性質については、個別具体的な事実関係によるため、一概にお答えすることは困難である（注1）が、サイト運営者が出店者又は出品者と購入者との間の売買契約に直接関与せず（注2），主として、出店者又は出品者に対し、サイト運営者が運営するインターネットショッピングサイトやインターネットオークションサイトを利用することができるコンピュータープログラムやシステムを提供することを内容とする契約（注3）であるとすると、これが民法又は商法上の典型契約のいずれかに該当するとは考えにくく、非典型契約に分類されるものと考えられる。

2 また、このサイト運営者が商法上の仲立人に当たらない場合であっても、商法上の仲立営業に関する規定が類推適用されるかについても、個別具体的な事実関係によるため、一概にお答えすることは困難であるが、個別の契約の内容により、仲立営業に関する規定を類推することができる基礎があると認められる場合には、仲立営業に関する規定が類推適用される場合もあり得ると考えられる（注4）。

（注1）インターネットショッピングやインターネットオークションには様々な類型がある。例えば、ヤフー株式会社が提供するインターネ

ットショッピングサイト「Yahoo!ショッピング」では、出品者に対し、出店者ページの作成機能や商品等情報管理機能、商品等の注文管理機能等を有するコンピュータプログラムを提供するほか、出品者と購入者との間の売買代金の決済代行サービス等も提供している。また、アマゾンでは、売買代金回収代行サービスや商品の在庫管理、梱包、発送等を一括して代行するサービス等もオプションで提供している。

(注2) 「Yahoo!ショッピング」の利用規約では、売買契約の当事者は出品者と購入者であり、ヤフーは契約締結の機会を提供するものに過ぎないとされている。アマゾンや楽天市場においても、同様にサイト運営者は契約締結の機会を提供するものであり、売買契約の当事者ではないとの整理がされている。

また、インターネットオークションサイトである「ヤフオク！」においても、利用規約上、サイト運営者は、利用者間の商品の売買や役務の提供にかかる取引の機会を提供するサービスであり、売買契約等は出品者と落札者との間で成立するものと整理されている。

(注3) 「Yahoo!ショッピング」の利用規約では、サイト運営者は、出店者に対して、出店者ページの作成機能や商品等情報管理機能、商品等の注文管理機能等を有するコンピュータプログラムを提供するとされている。

また、「ヤフオク！」の利用規約では、サイト運営者は、出品者に対して、商品等を出品する機能、入札及び落札を管理する機能、商品等に係る質問に回答する機能、落札者と取引に係る連絡を取る機能、取引の評価やコメントを投稿する機能を有するシステムを提供するとされている。

(注4) インターネットショッピングサイト運営者と出店者、インターネットオークションサイト運営者と出品者との契約に仲立営業の規定を類推適用できる旨の裁判例や文献は見当たらないが、場合によっては、商法第550条（仲立人の報酬）の規定を類推適用することが考え得る。

平成30年5月17日(木)  
小川 敏夫議員(立憲)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

3問 不動産を賃借する際には、賃借人になる者の側だけで仲介手数料を支払うことがあるが、これは、仲立人の報酬請求権の規定(契約当事者折半)とどういう関係にあるのか、法務当局に問う。

(答)

1 商法第550条第2項では、仲立人の報酬は、当事者双方が等しい割合で負担するとされている。

ここでいう「当事者双方が等しい割合で負担する」とは、一般に、当事者の内部的な負担関係を定めたものではなく、仲立人が当事者双方に対して直接に報酬の半額ずつを請求することができるという趣旨であると解されている。

2 もっとも、一般に、商法第550条第2項は任意規定であると解釈されており、仲立契約によって別段の定めをすることが可能である。したがって、御指摘のような事案は、仲立人の一方のみが報酬を負担する旨の別段の定めがされた場合に生ずるものと考えられる(注)。

(注)不動産仲介業者についてではないが、実際の仲立営業においては、当事者の一方からのみ報酬の支払を受ける慣行が成立している場合も少なくないと指摘されている(例えば、海運仲立業者は物品運送業者から、旅行業者は旅客運送事業者・宿泊業者から、保険仲立人は保険者からのみ報酬の支払を受けるのが通例であるとされている。)。

(参考条文) 改正法案

(仲立人の報酬)

第五百五十条 仲立人は、第五百四十六条の手続を終了した後でなければ、報酬を請求することができない。

2 仲立人の報酬は、当事者双方が等しい割合で負担する。

平成30年5月17日(木)  
小川 敏夫議員(立憲)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

4問 物品運送人の責任を1年の除斥期間とする改正と、時効消滅期間を5年に統一した先般の民法改正との整合性について、法務当局に問う。

(答)

1 民法改正の趣旨

民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)による改正、いわゆる債権法改正においては、改正前の民法第170条から第174条まで及び商法第522条が定めていた5年、3年、2年又は1年という短期消滅時効の特例を廃止することとした。その趣旨は、これらの規定は、その適用の有無の判断が困難であったり、社会経済情勢の変化に伴って合理性の説明が困難なものとなったりしているため、これらを廃止し、時効期間の統一化を図る点にある。

2 改正法案の趣旨

これに対し、改正法案においては、運送品の滅失等についての運送人の責任について、運送品の引渡しがされた日などから1年以内に裁判上の請求がされないときは消滅することとし、1年の除斥期間を設けている(新商法第585条第1項)。この趣旨は、①大量の貨物を反復継続的に運送する運送人のリスクの予見可能性を高める必要性が高いこと、②運送品の引渡し後1年が経過してから運送人の主觀的態様が争われることになると、運送人の地位が不安定なものとなり、相当でないことなどを踏まえたものである。

3 両者の整合性

運送営業については、運送人が大量の運送品を反復継続して取り扱うという特殊性に鑑み、運送人の保護や法律関係の早期の画一的処理を図る必要性が高く、このような観点から、

物品運送を中心として、特別な規定が設けられているが、物流量が著しく増大している現代社会においては、このような規定の必要性は更に高くなっているものと考えられる。また、運送人の範囲は明確であり、その適用の有無の判断が困難であるということもない。

したがって、両者は十分に整合的なものであると考えている。

(参考) 債権法改正の新旧条文対照表

○ 民法

改 正 案	現 行
(債権等の消滅時効) 第百六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。 2・3 (略)	(消滅時効の進行等) 第百六十六条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。 2 (略)
第百七十条から第百七十四条まで 削除	(債権等の消滅時効) 第百六十七条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。 2 (略)
	<u>(三年の短期消滅時効)</u> 第百七十条 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、 第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。 二 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権 二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権
	第百七十二条 弁護士又は弁護士法人

は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務について受け取った書類について、その責任を免れる。

(二年の短期消滅時効)

第一百七十二条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

第一百七十三条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権

二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をすることを業とする者の仕事に関する債権

三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

(一年の短期消滅時効)

第一百七十四条 次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

二 月又はこれより短い時期によって

定めた使用者の給料に係る債権

二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権

三 運送賃に係る債権

四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入场料、消費物の代価又は立替金に係る債権

五 動産の損料に係る債権

○ 商法

改 正 案	現 行
<u>第五百二十二条 削除</u>	<p><u>(商事消滅時効)</u></p> <p><u>第五百二十二条 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、五年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に五年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。</u></p>